

公 告

広島県税規則第52条の2第3項の規定により、次の軽油引取税に係る免税軽油使用者証は、無効であることを公告します。

令和 8 年 3 月 19 日

広島県西部県税事務所長



免税軽油使用者証番号	広 第 30086 号
免税軽油使用者証の有効期間	令和7年2月26日～令和9年3月31日